

死刑をしない方が美しいみたいな世の中の論調がどうもあるみたいと思う。国民の意思はどうかというのを裁判官自らがきちんと受け止めてほしい。

検察官は被害者のためになっているかというよりは基準で合わせる。犯罪被害者の痛みを分かっている人に裁判官になってもらいたいかでも現実はそのでない場合が結構ある。感情論か死刑にしたくないという思いから単に言うだけで理由が理路整然としていない。加害者と被害者との罪の重さと罰の重さをバランスとるのが弁護士がつけている秤のバジではないのか。

誤判の可能性

誤判の可能性があるから死刑は廃止すべきだ。誤判の問題と死刑がリンクしているというのは論理的におかしい。量刑の判断においては先例を踏襲する悪癖がある。事実認定そのものにおいて裁判官の能力は認める。裁判員は明らかに罪を犯したのは明白だということが前提の上でその刑罰をどの程度にしようかと言うことに参加すればいい。社会の秩序を守るためには刑罰という制度が有効であり、刑罰自体の存在は

認めている。重罪に対しては適正な処罰であるということが示せるので、死刑制度があることでプラスの価値の方がある。

誤判の危険性というのは、疑わしきは被告人の利益という原則を徹底することで防げる。取り調べの可視化、科学捜査という点で防いでいける。誤判の可能性が全然ないのに、死刑をなくすという理由にはならない。現に冤罪が起きていることは、存置派にとって一番弱いところ。廃止派にとって弱いところは被害者感情である。被害者も冤罪は望んでない。犯人は処罰してほしいと思うのである。死刑は重いけど無期は軽いという発想で言われるが、無期も30年以上は務めなければいけない。この間、人生を奪われたということは変わらない。誤判は刑事罰全部に付随する問題であって、死刑だけに限らない。冤罪のリスクがあったとしても、現状死刑という制度は維持すべきだ。疑わしきは被告人の利益という方向から誤判にならないようにすべき問題であって、死刑そのものを廃止すべきだというのは論理の飛躍。冤罪の可能性よりも本来死刑になるはずの者が無期懲役になっていることに問題があるのではないか。だからこそ裁判員制度ができたのであってこれを否定するような判決はおかしい。

5. 総括

日本の文化に根ざした死刑制度

弁護士 高橋 正人

諸澤先生がされるはずでしたが、ご欠席になりましたので、私の方から総括と言うことでお話をさせていただきます。

死刑制度の廃止は、世界の趨勢、潮流などとよく言われます。世界に約200カ国ぐらいありますが、その内141カ国が廃止、57カ国が存続であります。そうすると、特にヨーロッパ諸国からは日本も死刑を廃止すべきだ、国連からも廃止してはどうかとよく勧告を受けるわけです。しかしこれは、ちょっと国際法上問題があるのではないかと私は思います。やはり国際社会というのは主権国家です。主権国家は平等であります。その時に内政に干渉してはいけないというのが国際法の大原則であります。死刑にするかどうかは、まさに単純な司法制度の問題ではなくて、各国の独自の文化に根ざした司法制度の中として死刑制度があると私は思います。日本では国民の85.6%が死刑制度に賛成しています。これはどういうことかという、社

会の秩序を維持したり、あるいはその国の倫理的な文化を維持していくためには、どうしても死刑制度が必要なんだと、そう国民が考えたことの証じゃないかと思えます。

古い話ですが、江戸時代には仇討ちということが法制度として認められていたわけです。当初は武士の面目を保つということで作られたようですが、実際には市民一般に広がっていました。一般の市民もそれを支持し、賞賛していたわけです。明治6年までそれが続いておりました。こうしたことから、日本人、あるいは文化、精神構造の中では、人の命を奪った者に対しては、場合によっては、命を持って償ってもらわないといけないとそういう道徳観が根付いていると思います。遺族が死刑を求めるというのは、まさにそういった道徳的価値観に裏付けられた国民の応報感情を断言していると私はいつもそう捉えています。従いまして他国からどうのこうのと言われたからと言って、我が国が制度を変えようということは我が国が主権国家であることを放棄することになると考えております。

次に日本の文化に根ざした死刑制度はこれからも

維持されていくかということですが、今日のディスカッションで共通の認識ですが、裁判官の資質、特に高裁の資質に帰着すると思いますが、ただそれを言っても仕方ない。現実を見ていかないとけないと思います。

私が初めて被害者参加裁判を受け持ったときは、二十歳になる娘さんが中学生のころからの知り合いに殺された事案でした。自首しました。捜査段階から自白しています。過去の相場から考えても死刑にはならない事案でした。しかし私は死刑を求刑させていただきました。この時に私は、2つのことを言いました。私が裁判長だとすると皆さんから見て右側が左陪審といひます。裁判長からみて左側に座っています。そしてこちら側が右陪審です。裁判長は20年以上のキャリアがあります。右陪審には5年から10年以上のキャリア、左陪審には1年から2年くらいの裁判官というのが構成として多いです。私は2つのことを言ったのです。被害者参加制度は平成20年12月1日から施行されました。事件は平成22年です。平成20年11月30日までは被害者は記録を見られなかった。公判の期日も教えてもらえなかった。判決文すらもらえなかった。それが12月1日から変わりましたと申し上げたら、裁判員は全員びっくりして聞いていました。裁判官たち3人はしかとしているのです。そんなこと分かっている、やばいなという顔をしているのです。続いて二つ目のことを言いました。罪にも反省して償える罪と償えない罪があります。障害とか財産犯であれば被害を弁償し、あるいは傷も完治し100回謝れば



ひょっとしたら許すかも知れない。しかし殺人と心の殺人である強姦はそうはいかない。これはどんなに償おうが反省しようが更生しようが償えないじゃないか。反省していただくのは大いに結構だが、しかし反省したからって何なんだ。亡くなった娘さんは返ってこない。だから罪を、命をもって償ってほしいのが遺族の気持ちだと申し上げた訳であります。そうしましたら、9人の裁判官の判断は明確に二つに分かれました。裁判員全員が頷いておりました。左陪審は身を乗り出すように頷いて聞いておりました。裁判長は大きく首を横に振っておりました。私はこれを見まして、やはり裁判員制度を作らなければだめだ、これは維持しなければいけないと思いました。更に左陪審の反応をみましてこれから担っていく司法、若い裁判官に私たちは期待できるんじゃないかなと思ったわけです。今日はどうもありがとうございました。

6. 閉会挨拶

閉会の言葉

代表幹事代行 林 良平

我が国では、死刑制度について論じられる場合、廃止論者の主張に対し、存続論者の反論という図式で議論が進められてきたのではないかという印象を私は持っております。

本日の会は、死刑廃止論者に対する反論の会ではなく、親族の命を奪われた被害者遺族の心からの叫びを通して、それに匹敵する罰とは何かを真摯に考えてもらうために犯罪被害者自らが企画しました。死刑制度を存置する必要性を、当事者の言葉を通して皆様に理解してもらおう事こそが、最も重要な点で

